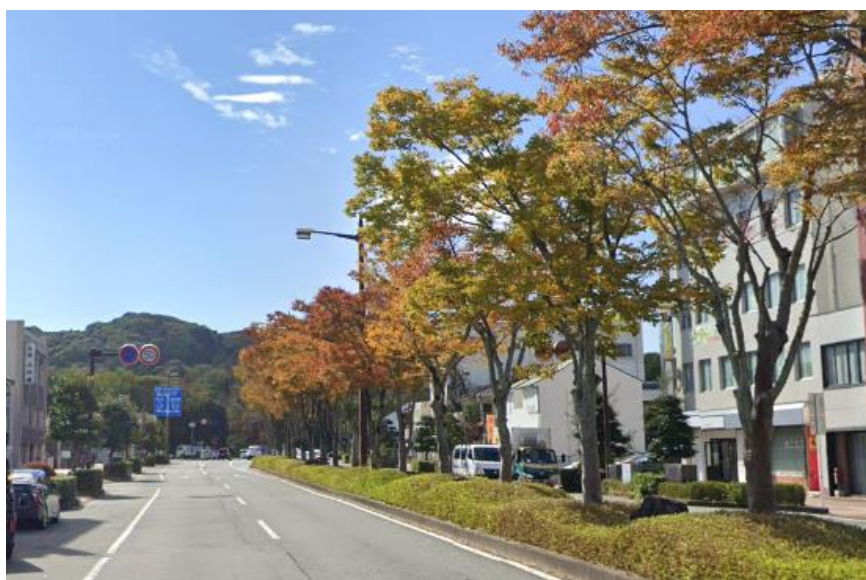


# 三重県街路樹マネジメント方針



三重県 県土整備部 道路管理課

令和4年3月

# 目次

はじめに.....	1
1 現状.....	2
2 課題.....	2
(1) 交通安全に関する課題.....	2
(2) 防災に関する課題.....	2
(3) 沿道環境等に関する課題.....	2
(4) 景観に関する課題.....	2
(5) 計画的な維持管理に関する課題.....	2
3 課題解決に向けた取組.....	3
(1) 基本的な考え方.....	3
(2) 取組方針.....	3
①景観に配慮する道路.....	3
②交通安全・防災等に配慮する道路.....	3
③その他道路.....	4
(3) 街路樹の維持管理.....	4
①景観に配慮する道路.....	4
②交通安全・防災等に配慮する道路.....	4
③その他道路.....	4
4 協働による道路空間の管理.....	4
5 道路空間のグリーン化.....	5
6 今後の進め方.....	5
参考【樹形管理について】.....	6

## はじめに

街路樹など道路の緑化は、美しい景観形成に加えて沿道環境の保全、道路利用者の快適性等様々な機能を有し、植物として「親しみ」や「潤い」、「やすらぎ」の効果を人々に与え、道路空間や地域の魅力を高める重要な役割を担う。

一方で、街路樹は、枝葉の成長により交通の支障となることや、樹木の老朽化等による倒木、大木化による歩道空間の阻害、根上りによる路面への支障等が発生する。

また、枝葉の民地への侵入や落ち葉の清掃等に関する地域からの要望も多く、限られた予算の下で、やむを得ず強剪定を実施する等して樹形が崩れ、景観を損ねる要因になっている。

三重県は、豊かな自然に恵まれた美しい地域であり、この地域資源を活かした更なる地方創生を実現していくためには、最も身近なインフラである道路空間においても、積極的に、良好な景観等を形成・維持していくことが重要であり、その象徴でもある街路樹について、適切且つ計画的な維持管理を推進する必要がある。

本方針は、三重県が管理する街路樹の持続的な維持管理を実現していくため、各道路が持つ機能を踏まえたメリハリのある効果的な管理の方向性等について、「三重県街路樹マネジメント方針」として示すものである。

なお、本方針の対象としている街路樹とともに、地域の方々と協働で花植えを行う「みえ花と絆のプロジェクト」、植栽帯における雨水浸透柵の整備など、防災や地球温暖化にも対応した道路空間のグリーン化を積極的に推進する。

また、グリーン化の施策の進捗や、今後の花と木に関わる条例等を踏まえて、本方針は柔軟に見直しを行うものである。

## 1 現状

県管理道路では、クスノキ、ケヤキ、イチョウ等の高木やツツジ類、シャリンバイ類等の中低木が街路樹として植栽されている。

街路樹は、道路法に基づく道路附属物であるが、樹木は生き物であり、道路空間という制限下においては、道路景観の維持及び道路交通の安全確保等を目的として適切な剪定が必須であり、限られた予算の中で維持管理を行うため、平成29年度から高木（落葉樹）年1回以下、高木（常緑樹）年0.5回以下、寄植年1回の頻度を基準として剪定を実施している。

しかし、植栽時の想定を超え成長し、大木化、老木化するなど、枝葉による視距不良など交通安全の阻害や落ち葉の処理、倒木、雑草の繁茂等による苦情も多く、地域の要請もあり、枝葉を短く刈り込む、いわゆる強剪定を余儀なくされるケースが見られる。

## 2 課題

### (1) 交通安全に関する課題

- 枝葉の張り出しによる交差点、沿道出入口等での視距悪化
- 街路樹の大木化による歩道幅員の減少
- 根上がりによる歩道の段差
- 照明灯等の道路附属物との競合

### (2) 防災に関する課題

- 老木化、腐朽による倒木、枝葉の落下
- 台風等の強風による倒木

### (3) 沿道環境等に関する課題

- 枝葉が民地へ張り出すことによる苦情
- 落ち葉処理に対する沿道住民等の負担
- 害虫の発生や野生鳥の糞害

### (4) 景観に関する課題

- 道路の建築限界や沿道建物等への影響を避けるため、また、剪定回数の削減を図るために強剪定を繰り返すことによる樹形の悪化
- 植樹帯、植樹樹の雑草の繁茂
- 樹木や景観に配慮した剪定の欠落

### (5) 計画的な維持管理に関する課題

- 苦情等への対応を優先した結果、適切な時期や剪定頻度の確保が困難
- 人件費、材料費の高騰等による維持管理費の圧迫

### 3 課題解決に向けた取組

#### (1) 基本的な考え方

街路樹を中心とする道路の緑化には、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能があり、これらの機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上に資するよう、適切に維持管理を行う必要がある。

特に、豊かな自然に恵まれた本県においては、これら地域の資源を活かした更なる地方創生を実現していくために、最も身近なインフラである道路空間においても、積極的に、良好な景観等を形成・維持していく必要がある

しかし、今後、全ての街路樹について、景観や環境保全等の各機能を満たすよう一律に維持管理していくことは困難である。

このため、路線や地域特性を踏まえ、各道路で必要とされる機能により区分し、各区分に応じて、メリハリのある管理を行うことにより、街路樹の機能をより効果的に発揮させることとし、本方針では、「景観に配慮する道路」、「交通安全・防災等に配慮する道路」、「その他道路」の3つに区分し、これらの区分に応じた街路樹のマネジメントを実施していくこととする。

#### (2) 取組方針

##### ①景観に配慮する道路

街路樹が植栽されている路線、区間が以下の項目に該当する場合は、景観向上、環境保全、緑陰形成の各機能を発揮させることを目的として維持管理を行う。

管理にあたっては、樹木、路線、地域特性等を踏まえて管理目標樹形を設定し、目標樹形を維持するため、街路樹剪定士の活用等による定期的な剪定を実施する。

- 景観計画に位置付けのある道路

自治体が策定する景観計画等において、緑化による道路の修景化が位置付けられている区域内的の道路

- 観光地周辺の道路

観光地や歴史性の高い伝統的文化の残る地域において、周辺景観との調和を図る必要がある道路

- 賑わいを創出する道路

駅前通りや商業地域、公共施設等の周辺において、歩道等での緑陰の形成、休憩の場の提供による快適な道路空間の創出、美しい並木による景観の向上を図る必要がある道路

- 地域の緑花活動の場となる道路

地域住民や沿道企業、自治体等が協働して草花の植栽や清掃活動を行い、道路緑化の健全な育成や防災力向上に向けた地域の絆づくりに資する取り組みを行う道路

##### ②交通安全・防災等に配慮する道路

次の各項目に該当する路線、区間については、交通安全、防災面を重視し、安全確保の観点から、原則として樹木の撤去、間引き、樹種変更を行う。

- 通学路
- 緊急輸送道路
- 郊外・山間部の道路

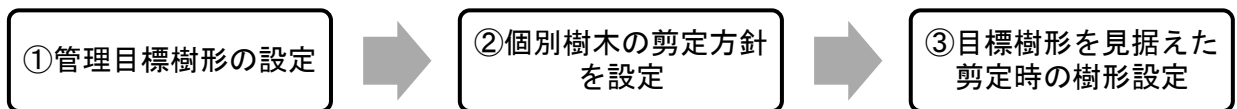
### ③その他道路

「景観に配慮する道路」、「交通安全・防災等に配慮する道路」以外の「その他道路」については、今後の地域の緑花活動の拡がりやまちづくりの方向性を踏まえ、「景観に配慮する道路」への位置付けを検討するなど、柔軟に対応する。

## (3) 街路樹の維持管理

### ①景観に配慮する道路

景観に配慮する道路においては、道路交通の安全確保はもとより、街路樹がもつ美しい景観形成、環境保全、緑陰形成の各機能を確保するため、道路空間や周辺環境とのバランスを取りながら、①その路線にふさわしい管理目標樹形を設定し、次に②個別樹木の剪定方針を決定したうえで、③目標樹形を見据えた剪定を実施することとし、年1回の剪定を基本とする。



図－1 街路樹の管理計画の手順

### ②交通安全・防災等に配慮する道路

交通安全、防災等に配慮する道路については、街路樹の枝葉の張り出しによる信号や標識の障害、視距不良、大木化や根上がりによる歩行空間の障害、老木化、生育不良による倒木等を防ぐため、樹木の撤去または間引き、樹種変更により、安全を確保することとし、剪定頻度は、0.5回/年以下を基本として、枝葉を短く刈り込む強剪定もやむなしとする。

### ③その他道路

その他道路は、道路の緑化を維持しつつ、道路交通の安全を確保するため、剪定頻度は、0.5回/年以下を基本とする。

## 4 協働による道路空間の管理

地域の方々との花植活動を通して、様々な方が知り合い、いざという時に助け合える地域づくりなど、地域の絆を強める取り組み「みえ花と絆のプロジェクト」を今後も継続するとともに、この取り組みが各地域に拡大、根付き、協働による道路空間管理が進むよう積極的に取り組む。

## 5 道路空間のグリーン化

街路樹をはじめとした道路緑化は、美しい道路景観を創出するだけでなく、大気中のCO<sub>2</sub>吸着や雨水対策、生物の生息場所等、自然環境が有する多様な機能の活用場として注目されている。このため、植栽帯における雨水浸透柵の設置による防災面の対応や地球温暖化にも資する道路空間のグリーン化に積極的に取り組む。

## 6 今後の進め方

本指針による街路樹マネジメントについては、地域の理解を得ながら段階的に実施し、2030年頃までに県内全域での実現を目指す。

なお、今後の花や木に関わる条例等を踏まえ、柔軟な見直しを行うとともに、5年後に検証・見直しを行う。

**参考【樹形管理について】**

管理目標樹形とは、まち並みや道路空間に合わせて、その路線にふさわしい樹形を設定するものであり、樹木剪定の際の目標とする樹形をいう。

剪定にあたっては、①管理目標樹形を設定したうえで、②個々の樹木の剪定方針を決定し、③管理目標樹形を見据えた剪定時の樹形設定を行い、剪定を実施する。

**①管理目標樹形の設定**

(検討例)  
・車道幅員、歩道幅員、沿道建物等とのバランスを踏まえた枝張り、樹高の検討

歩車道に対して樹木が大きすぎてバランスが悪い

道路幅員に合わせてコンパクトな樹形を設定

(検討例)  
・まち並みに調和する樹形タイプの検討

(例) イチョウ

樹種とまち並みの調和を考慮して樹形を設定する

**②個々の樹木の剪定方針を決定**

管理目標樹

現状の並木

剪定方針

維持

育成

縮小

再生

**③管理目標樹形を見据えた剪定時の樹形設定**

剪定の実施

**統一美のある並木の創成・維持**